

発達障害入門

○我が国における発達障害の定義～法令から～

- ・この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。(発達障害者支援法第二条)
- ・発達障害者支援法 (以下「法」という。) 第二条第一項 の政令で定める障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害とする。(発達障害者支援法施行令第一条)
- ・発達障害者支援法施行令第一条の厚生労働省令で定める障害は、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害(自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。)とする。(発達障害者支援法施行規則)

○我が国における発達障害の定義～具体的には?～

- ・主に、自閉症(自閉スペクトラム症)、学習障害、注意欠如多動性障害など。
- ・知的障害は含まない。

○国際的、学術的には?

- ・知的障害を含む神経発達障害群をさす。(アメリカ精神医学会 DSM-5 (2013) による)

○我が国と国際的な定義の違いの理由

- ・日本では、これまでの支援から抜け落ちていた自閉症、学習障害、注意欠如多動性障害などへの支援の枠組みを明確にするために「発達障害」という言葉を用いて制度整備を進めた。発達障害者支援法(2005年施行)はそのための代表的な法令。

○発達障害という言葉に込められた願い

- ・当事者や家族の生きづらさを支援するために命名された言葉。名前をつけるというのは、本来その存在を認め、大切にするために行われる。
- ・「スペクトラム」(連続性)としての垣根のないニーズであり、誰もが支え合うべきもの。